

栄村総合振興計画審議会 次第

日時：令和3年6月24日（木）

午後2：00～

場所：役場1階 多目的ホール

1 開 会

2 村長あいさつ

3 会長の互選について

会 長： _____

職務代理者： _____

4 会議事項

(1) 第6次栄村総合振興計画後期基本計画の策定スケジュールについて

(2) 第6次栄村総合振興計画後期基本計画（素々案）について

(3) その他

5 閉 会

[事業工程表]

事業名: 令和4～8年度 総合振興計画(後期基本計画)策定		2021年度														
事業概要: 第6次栄村総合振興計画(2017～2026)のうち、後期5年間の基本計画兼復興計画(2022～2026)を策定する事業		2020年度														
課_係名: 総務課_企画財政係		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業内容	年度 月	2021年度														
職員による基本計画案の作成(加筆・修正)	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 素々案・素案策定・修正作業 2022当初予算に反映 </div>														
企画財政係とりまとめ及び課長会議等確認作業	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> KPI設定・素々案策定 修正取りまとめ作業 </div>														
計画図書の印刷製本	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 印刷製本 原稿作業・修正作業 </div>														
総合振興計画審議会	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 委員 会長互選 スケジュール等 諮問・審議期間・答申 </div>														
村議会	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 議決 議会全員協議会 において経過説明 </div>														
パブリックコメント(住民からの意見募集)	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 意見 </div>														
広報・ホームページ等	2020年度	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 進捗状況等、随時掲載 </div>														

令和3年度 栄村総合振興計画審議会スケジュール

6月24日(木) 第1回 審議会

- ・会長の互選について
- ・策定スケジュールについて
- ・計画(素々案)及び概要版の提出

7月7日(水) 概要版を区長文書にて全戸配布し村民からの意見募集
～31日(土)

8月26日(木) 第2回 審議会

- ・計画(素案)の諮問について
村民意見等を反映した計画(素案)の提出・審議

9月21日(火) 第3回 審議会

- ・計画(素案)についての審議
第2回審議会での意見を反映した計画(素案)の提出・審議

10月19日(火) 第4回 審議会

- ・計画の答申について

12月上旬 栄村議会定例会へ議案として上程

栄村総合振興計画審議会委員名簿

任期:平成31年4月1日～令和5年3月31日 (順不同・敬称略)

役職	氏名	団体等	備考
1	委員 保坂 良徳	栄村議会(総務文教常任委員長)	村議会議員
2	" 松尾 眞	栄村議会(産業社会常任委員長)	村議会議員
3	" 島田 裕水	栄村農業委員会	行政委員会委員
4	" 渡辺 要範	栄村教育委員会	行政委員会委員
5	" 福原 英二	民生児童委員協議会	行政委員会委員
6	" 樋口 秀孝	栄村商工会	公共的団体
7	" 櫻沢 俊一	栄村森林組合	公共的団体
8	" 石川 和博	アグリサポート栄	公共的団体
9	" 島崎 晋亮	栄村秋山郷観光協会	公共的団体
10	" 広瀬 広美	栄村商工会女性部	公共的団体
11	" 南雲 充子	JAながの女性部栄支部	公共的団体
12	" 樋口 卓	栄村スポーツ推進委員	公共的団体
13	" 関澤 義人	(栄村公民館長)	学識経験者
14	" 半藤 則子	(一般社団法人きぼう 代表理事)	学識経験者
15	" 倉科 祐子	(栄太鼓リーダー)	学識経験者

栄村総合振興計画審議会条例(昭和48年6月18日条例第21号)

最終改正:

改正内容:昭和48年6月18日条例第21号[昭和48年6月18日]

○栄村総合振興計画審議会条例

昭和48年6月18日条例第21号

栄村総合振興計画審議会条例

栄村振興計画策定審議会条例(昭和45年栄村条例第12号)の全部を次のとおり改正する。

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4の規定に基づき、栄村の総合振興に関する重要事項について調査審議するため、栄村総合振興計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、村長の諮問に応じて、栄村の開発発展に関する将来構想並びにこれに即する総合的土地利用及び長期振興計画について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものうちから村長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 村議会議員
- (3) 村行政委員会委員
- (4) 村の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (5) 村の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(企画委員)

第7条 総合的振興に関する重要事項を企画立案するため企画委員を置くことができる。

2 企画委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び企画委員を補佐する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。
